

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会

三芳町を“いいまち”にしよう！町民福祉活動応援助成金交付要綱

平成24年 1月17日

要綱 第34号

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会三芳町を“いいまち”にしよう！町民福祉活動応援助成金交付要綱（平成23年4月1日要綱第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、三芳町社会福祉協議会が三芳町内の地域福祉を推進する町民活動団体が自主的に行う福祉活動を応援するために、「三芳町を“いいまち”にしよう！町民福祉活動応援助成金」（以下「助成金」という。）を交付し、「地域住民が主体的に参加する福祉のまちづくり」の促進を図ることを目的とする。

（助成金の種類・対象になる活動）

第2条 助成金は、福祉活動応援助成金及び緊急時応援助成金と新規団体応援助成金とに区分する。

2 福祉活動応援助成金及び緊急時応援助成金は、下記事業に交付する。ただし、公共団体や民間団体より助成金を受けている事業及びふれあい・いきいきサロン活動支援事業実施要綱の対象となる事業には助成を行わない。

- （1）福祉課題を抱える住民に対して行う課題の解決、生きがいづくりを目的とした事業
- （2）福祉課題を抱える住民同士の交流事業
- （3）住民への福祉啓発を目的とした講演会・養成講座の開催
- （4）会員のスキルアップを目的とした研修会の開催
- （5）福祉活動を行う上で、必要となる備品の購入
- （6）その他、地域・住民に対して必要とみなされる事業

3 新規団体応援助成金は、新規団体の立ち上げに際し申請できる。

（対象団体）

第3条 交付対象となる団体は、下記に掲げる条件を全て満たすものとする。

- （1）三芳町を活動拠点とし、町民を対象に開かれた福祉活動を行う意志のある団体
- （2）会則またはこれに代わる物を持ち、例会（定期、不定期を問わず）を開催している団体
- （3）団体の活動経費に助成金以外の収入を有している団体
- （4）三芳町において活動の社会性・継続性があると認められる団体
- （5）特定の宗教・主義・政治活動等を目的とした団体、公序良俗に反する団体でないこと

（助成限度）

第4条 助成金の助成限度は、それぞれ次の項に定める。

2 福祉活動応援助成金及び緊急時応援助成金は、申請上限額を設けないものとし、申請のあった団体

に対し予算の範囲内で交付する。

3 新規団体応援成金は、団体の支出予算額の40%を上限とし、初年度のみとする。

(助成金の申請方法及び申請期間)

第5条 助成金の申請方法及び申請期間は、それぞれ次の項に定める。

2 福祉活動応援成金は、2月を申請期間とし、助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、会長に申請する。

- (1) 団体の会則又はこれに代わるもの
- (2) 会員名簿
- (3) 直近の総会資料
- (4) 団体概要書（様式第2号）
- (5) 申請事業概要書（様式第3号）
- (6) 積立目的報告書（様式第4号）

3 緊急時応援成金は、第2項に掲げる書類を添付し、隨時、会長に申請する。

4 新規団体応援成金は、助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、隨時、会長に申請する。

- (1) 団体の会則又はこれに代わるもの
 - (2) 会員名簿
 - (3) 直近の総会資料
 - (4) 団体概要書（様式第2号）
- (助成金の審査及び決定方法)

第6条 会長は前条の申請を受理したとき、三芳町ボランティアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）にて助成金の交付にあたり審議・承認を得て、「助成金審査結果通知書」（様式第5号）により通知する。

2 運営委員会は、必要があると認める時は助成金に条件を付すことができる。

(団体の責務)

第7条 助成金を受けた団体は、以下のことに努めることとする。

- (1) 助成金の原資が赤い羽根共同募金であることの周知
 - (2) 福祉活動団体の交流会等への参加
- (助成金の実績報告)

第8条 助成金を受けた団体は、「助成金実績報告書」（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、事業完了後1カ月以内に報告をするものとする。

2 福祉活動応援成金及び緊急時応援成金

- (1) 事業完了報告書（様式第7号）
- (2) 活動の記録（写真等）
- (3) 事業に要した会計書類等

3 新規団体応援成金

(1) 申請年度の活動報告が入った総会資料

(2) 活動の記録（写真等）

（返金・取り消し）

第9条 助成事業の実施後に残金が生じた場合は、その残額を返金することとする。

2 次の各号に該当する場合は、決定した助成金を取り消し、交付した助成金の全部または一部を本会に現金にて返還することとする。

(1) 助成を受けた団体が、その団体の目的外に経費を支出した場合

(2) 助成事業を実施しなかった場合、または助成事業以外に支出した場合

（その他）

第10条 この要綱に定めることのほか、助成金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 1月17日より施行する。